

寒川町町税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (町民税の申告) 第15条 (略) 2 (略) 3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。））、当該該当することとなつた日その他町長が必要があると認める事項を申告させることができる。 ～ 略 ～ (種別割の税率) 第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに_____掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (加える)	～ 略 ～ (町民税の申告) 第15条 (略) 2 (略) 3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。））、当該該当することとなつた日その他町長が必要があると認める事項を申告させることができる。 ～ 略 ～ (種別割の税率) 第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロ</u>

ウ 2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は

_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額
2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

～略～

(種別割の減免)

第33条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 軽自動車又は2輪の小型自動車にあつては車両番号 _____

(6)・(7) (略)

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほかに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」

ワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キ

ロワットを超えるもの 年額
2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

～略～

(種別割の減免)

第33条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 軽自動車又は2輪の小型自動車にあつては車両番号（第29条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、
_____原動機の総排気量及び最高出力）

(6)・(7) (略)

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほかに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」

という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) 及び当該者が使用する軽自動車等

 を町長に提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

 有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(加える)

4 (略)

5 (略)

～略～

という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) 又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)) を町長に提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」いう。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

5 (略)

6 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に係る経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町町税条例第29条(第1号に係る部分に限る。)

の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。